

**令和 8 年度（2026 年度） 大阪大学大学院
大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学
連合小児発達学研究所 研究生募集要項**

1. 研究生の身分について

本研究科において特定事項について攻究するため、大阪大学大学院研究生の身分を有し、指導教員の所属する各構成大学に配属されます。

なお、本研究科が受入れの対象とする研究生は、原則、次の場合に限ります。

- ① 本研究科博士前期課程又は博士後期課程を単位修得退学後、修士論文又は博士論文完成のため、引き続き研究活動を行うことを希望する場合。
- ② 正規生として本研究科への入学を目指し、その準備期間として研究活動を行うことを希望する場合。

2. 出願資格

- ① 大学又は専門職大学を卒業した者及び入学までに卒業見込みの者
- ② 本研究科教授会において①と同等の学力があると認められた者

3. 入学の時期及び在学期間

入学の時期は、学期始めの 4 月 1 日又は 10 月 1 日とし、在学期間は、入学時期に関わらず年度末（3 月 31 日）までの 1 年以内です。

但し、研究生としての在学期間延長を希望する場合は、指導教員と相談のうえ、延長を希望する理由を明記した所定の様式を毎年度大阪校事務に提出し、研究上必要と認められた場合に限り在学期間の延長が許可されます。次年度への在学期間の延長申請については、2 月頃に通知します。（授業料を滞納している者は、延長申請できません。）なお、在学期間は最大 3 年までとします。

4. 出願方法・事前面談

入学志願者は、出願書類を取り揃え、持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。

出願期限： 令和 8 年度（2026 年度）【 4 月入学】令和 8 年 2 月 18 日（水）

【10 月入学】令和 8 年 8 月 7 日（金）

持参の場合の受付時間： 8:30～12:00、13:00～17:15〔土・日・祝日を除く〕

提 出 先： 〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-2

大阪大学医学系研究科総務課連合研究科担当

※ 郵送（簡易書留）の場合は、それぞれの出願期限までの消印があるものに限り、受付期間後の到着でも受理します。

また、出願に先立ち、志願者は、受入れを希望する指導教員と事前面談を行い、指導教員の了解のもとに出願してください。

5. 提出書類

提 出 書 類	備 考
● 研究生入学願書	入学願書には、受入教員の署名が必要です。書類の準備は早めに行ってください。

● 卒業証明書（大学等） ● 修了証明書（大学院）	本研究科修了者（退学者含む）／研究生の再入学者は不要です。 留学生の場合は、原則として英文のもの。
● 検定料	検定料 9,800円 支払方法： ・ 検定料 9,800 円を「検定料納入システム」により納入してください。 ○検定料納入システム https://e-apply.jp/n/osaka-u-payment （検定料納入時にシステム手数料が別途かかります。） ＊検定料納入システムの使用方法、検定料納入期間については、本研究科ホームページを参照してください。 ＊国費外国人留学生として入学する者は、検定料は不要です。
● 検定料納入証明書	検定料納入システムから「検定料収納証明書」を出力し、入学願書と一緒に提出してください。

◎その他追加で必要な書類

○ 企業等に勤務している場合	・ 所属機関長の「承諾書・確約書」（所定用紙） ・ 志願者本人の「確約書」（所定用紙）
○ 外国人の場合	・ 「登録原票記載事項証明書」（市区町村長発行のもの）
○ 外国人留学生の場合	・ <u>提出書類や手続きが異なりますので、必ずお申し出ください。</u>

6. 選考方法

書類審査により行います。

7. 入学許可・入学手続

入学許可された場合、「入学許可通知書」及び「入学手続き案内」を送付します。入学手続きは、入学手続システムにより指定する期日までに手続きのうえ、確定処理を行ってください。期日までに手続きが行われない場合は、入学許可を取り消します。

8. 入学辞退

入学願書受領後、人事異動等の事情により入学を辞退する者は、入学日前日までに「入学辞退願」（所定用紙）を提出してください。但し、納付された検定料・入学料は、返還できません。

入学日以降は、入学辞退できません。この場合「退学」となり、授業料を納付する必要があります。

9. 各種証明書等の発行

- （1）身分証明書は、入学料・授業料を納付済みの者に対し、入学日以降に希望者にのみ発行します。希望者は、写真1枚（正面上半身、縦5cm×横4cm、6月以内撮影）を提出してください。
 なお、身分証明書の有効期限は、当該年度内ですので、継続の場合は、再度写真を提出のうえ更新してください。
- （2）在学証明書等が必要な者は、「証明書交付願」（所定用紙）に必要事項を記入の上、申請してください。（メール添付又はFAX等可）
- （3）学割及び通学定期乗車券は、利用できません。

10. その他

・授業の聴講について

授業は、指導教員が研究遂行上必要と認める場合に限り、当該授業科目担当教員の許可を得て、1学期当たり最大2科目を上限に聴講することができます。

研究生の入学料・授業料等について ※ 変更が生じた場合は、確定しだい掲載します。

① 入学料

納付金額	納付期限	納付方法
84,600 円	本研究科教授会（通常毎月第1木曜日）承認後、指定する入学手続期日まで	入学手続システム内での手続き

入学許可された場合、「入学手続き案内」を送付しますので、期日までに入学料の支払いを含む入学手続きを完了してください。指定期日までに手続きが行われなかった場合は、入学許可を取り消します。

また、入学料納付後に事情により入学を辞退する場合は、入学料は返還できません。

② 授業料（前期・・・4月～9月 後期・・・10月～3月）

	納付金額	納付期限	納付方法
4月及び10月 入学者・在籍者	前期（4月～9月）分 173,400 円 後期（10月～3月）分 173,400 円	振込依頼書に記載	銀行振込

授業料納付用の振込依頼書は、5月初旬（前期分）及び11月初旬（後期分）に学生の住所へ送付しますので、受領後、振込依頼書に記載の納付期限までに銀行へ振り込んでください。

但し、年度途中で退学する場合、授業料の変更（減額）ができる場合があります。

③ 授業料を変更（減額）できるのは、次のとおりです。

前期は4月中、後期は10月中に「退学届」を提出し許可された場合、授業料の変更（減額）が可能です。事務手続きの関係上、この授業料の変更（減額）のための「退学届」の連合研究科担当への提出は、原則、前期4月17日、後期10月16日としますので、余裕をもって提出願います。

なお、授業料の変更（減額）は、納付前に限り可能です。一旦納付された授業料は、返還できませんのでご注意ください。

（例：4月1日入学者及び4月1日現在在籍者で、7月31日に退学を希望する場合

7月31日付けの退学の退学願を4月17日までに連合研究科担当まで提出してください。退学が許可された場合には、授業料は4～7月の4月分になりますので、連合研究科担当を通じて受け取った「請求書」にて、指定する期日までにお振り込みください。）

（例：10月1日入学者及び10月1日現在在籍者で、12月31日に退学を希望する場合

12月31日付けの退学の退学願を10月16日までに連合研究科担当まで提出してください。退学が許可された場合には、授業料は10月～12月の3月分になりますので、連合研究科担当を通じて受け取った「請求書」にて、指定する期日までにお振り込みください。）

④ 異動の届け出

[1] 退学 → 「退学願」（所定用紙）

事情により年度途中で退学する場合、退学を希望する日以前に「退学願」を連合研究科担当に提出してください。（在学学期分までの授業料を納付していなければなりません。但し、授業料の変更（減額）が出来る場合がありますので、③を参照願います。）

研究生の在学許可期間は、年度末（3月31日）までであり、前期末の9月30日で在学期間が自動的に切れるわけではありませんのでご注意願います。

[2] 指導教員の変更 → 「指導教員変更願」(所定用紙)

研究上の都合で指導教員(所属領域)を変更する場合、事前に届け出てください。

[3] 住所変更等の届け出 → 「身上変更届」(所定用紙)

次の場合、各々必ず届け出をしてください。

○ 住所・電話番号の変更 ○ 緊急連絡先変更 ○ 改姓名

⑤ 「学生教育研究災害傷害保険」(略称「学研災」)について

学生教育研究災害傷害保険(学研災(がっけんさい))は、国内外における教育研究活動中に学生が被った「けが」に対して補償を提供するために設立された保険制度です。

大阪大学では、全ての対象者がこの保険に加入することとしています。入学手続き時にオンラインで加入手続きが行えますので、加入手続きを行ってください。

詳細はこちら(<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/insurance.html>) をご参照ください。

- 専用サイト (https://osaka-univ.coop/welcome/grad-school/grad-school_808.html) より手続きを行い、コンビニ払いまたはクレジットカード払いで支払いを行ってください。なおいずれも接触感染予防保険金支払特約には対応していません。
- 保険加入期間は、4月入学生は4月1日から翌年3月31日まで、10月入学生は10月1日から翌年9月30日までとなります。翌年度も研究生として継続する場合は、再加入手続きを行うことにより1年間継続が可能です。
- 留学生の方は、学研災に加えて「外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」への加入を推奨いたします。詳細は下記をご参照ください。
- 所定の払込用紙による手続きも可能です。申込書類受取りを希望される場合は、下記または大阪大学連合研究科担当にお問い合わせください。

「学生教育研究災害傷害保険」の申込書類の請求・問い合わせ先
大阪大学生協同組合

- ・豊中生協事務所(総務部) 保険担当：電話06-6841-3326
(豊中キャンパス 豊中福利会館4階)
- ・吹田工学部生協事務所 保険担当：電話06-6877-6509
(吹田キャンパス センテラス2階)
- ・箕面生協事務所 保険担当：電話072-730-2743
(箕面キャンパス 外国学研究講義棟3階 シャンティ内)

⑥ 「学生教育研究賠償責任保険」(略称「学研賠」)について

正課、学校行事中やインターンシップ、各種実習及びその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことによる法律上支払わなければならない損害賠償金を補償する保険です。

「学研賠」への加入は、「学研災」に加入していることが条件となっています。加入希望者は、下記専用サイト (https://osaka-univ.coop/welcome/grad-school/grad-school_808.html) より手続きを行い、コンビニ払いまたはクレジットカード払いで支払いを行ってください。

大阪大学医学系研究科
総務課連合研究科担当

郵便番号 565-0871

大阪府吹田市山田丘2番2号

TEL : 06-6879-3026、FAX : 06-6879-3347

Email : office@ugscd.osaka-u.ac.jp